

令和7年5月13日

令和7年第2回春日井市議会臨時会
附属資料

第53号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和7年政令第119号。令和7年4月1日施行）に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減額及び2割減額の対象となる所得の基準を次のとおり改めるもの（第21条関係）
 - (1) 5割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき305,000円（改正前 295,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - (2) 2割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円（改正前 545,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
- 2 施行日 令和7年4月1日